

随意契約理由書

件名	市バス売上金収納用コンテナ保守業務
契約の相手方	エスペックサーマルテックシステム株式会社 神戸事業所
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
随意契約の理由 本業務は、市バス運賃の精算を行う売上金収納用コンテナの保守点検の実施および予備のコンテナを保管するものである。本業務にてコンテナの機能維持をはかり、緊急発生時に対応する体制をとることで、市バスの円滑な運行を行う。 市バス売上金収納用コンテナは当局独自の仕様で設計しており、上記相手方はコンテナの納入事業者である。また、本業務の履行に必要な内部構造や専門技術は上記相手方のみが把握しており、交換が必要な関連部品等を調達できるのは上記相手方のみである。 以上の観点から、本業務の履行に必要不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できるのは上記相手方以外にはないため随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	交通局営業推進課運賃収入係（電話番号 984-0124）